

①件名																																			
後期高齢者医療制度の被保険者に係る住所地特例の適用について																																			
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）																																			
<p>【背景】 国民健康保険の住所地特例を受けていた方が、年齢到達等により後期高齢者医療制度へ加入する際、住所地特例の適用がなかったため、病院や施設等が多く存在する後期高齢者医療広域連合の医療費等の負担が増大し、財政上の不均衡が生じていた。 平成27年5月の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の公布により、「高齢者の医療の確保に関する法律」が一部改正され、平成30年4月から国民健康保険の住所地特例の適用を受けている被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、国民健康保険と同様、住所地特例が適用されることとなった。</p> <p>【目的】 国民健康保険の住所地特例を引き継ぐことにより、病院や施設等が多く存在する後期高齢者医療広域連合の医療費の増大を防ぎ、財政上の不均衡を避けるもの。</p> <p>※住所地特例 被保険者が住所地以外の市町村に所在する病院、診療所又は施設等に住所を変更した場合、従前地の市町村が引き続き保険者となる。病院、診療所又は施設等が多く存在する市町村の医療費等が増大し、財政上の不均衡を生じることを避けるための特例措置である。</p>																																			
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																																			
<p>【根拠法令】 持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日号外法律第80号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第1節 お互いに支え合い生活できる仕組みを構築する 3 国民健康保険事業の安定運営と高齢者の医療保険制度の円滑な実施を図る</p> <p>【個別計画との整合性】</p>																																			
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																																			
平成27年 5月27日 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律公布（平成27年法律第31号）																																			
⑤主な内容																																			
<p>・年齢到達等による後期高齢者医療制度への加入時は、国民健康保険の住所地特例の適用を引き継ぎ、従前地市町村の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。</p> <p>《例》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">国民健康保険</th> <th colspan="2">後期高齢者医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">改正前</td> <td>住所</td> <td>石巻市</td> <td rowspan="2">施設入所⇒</td> <td>山形県山形市</td> <td rowspan="2">75歳到達⇒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格</td> <td>石巻市</td> <td>石巻市</td> <td>山形県広域連合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改正後</td> <td>住所</td> <td>石巻市</td> <td rowspan="2">施設入所⇒</td> <td>山形県山形市</td> <td rowspan="2">75歳到達⇒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格</td> <td>石巻市</td> <td>石巻市</td> <td>宮城県広域連合</td> </tr> </tbody> </table>									国民健康保険			後期高齢者医療		改正前	住所	石巻市	施設入所⇒	山形県山形市	75歳到達⇒		資格	石巻市	石巻市	山形県広域連合	改正後	住所	石巻市	施設入所⇒	山形県山形市	75歳到達⇒		資格	石巻市	石巻市	宮城県広域連合
		国民健康保険			後期高齢者医療																														
改正前	住所	石巻市	施設入所⇒	山形県山形市	75歳到達⇒																														
	資格	石巻市		石巻市		山形県広域連合																													
改正後	住所	石巻市	施設入所⇒	山形県山形市	75歳到達⇒																														
	資格	石巻市		石巻市		宮城県広域連合																													

<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【市民への影響】 国民健康保険の住所地特例を引き継ぎ、宮城県後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。</p> <p>【市財政への負担】 特になし</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p> <p>全市町村が同様の改正を行う予定</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成30年2月 市議会第1回定例会に「石巻市後期高齢者医療に関する条例」の一部改正を提案 (平成30年4月1日施行予定)</p>
<p>⑨その他</p>